

総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年5月11日（火曜日）

午前10時00分開会 午前11時57分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 自己紹介並びに協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係・部外課関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 博史
委 員 久松 猛
委 員 吉田 千鶴子
委 員 海老原 一郎
委 員 柴原 伊一郎
委 員 篠塚 昌毅
委 員 島岡 宏明

説明のため出席した者（26名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
財政課長	山口 正通
広報広聴課長	北島 康雄

参事兼総務課長	真家	達成
防災危機管理課長	皆藤	秀宏
人事課長	武井	衛
管財課長	秋山	太
課税課長	川上	勇二
納税課長	福澄	雄祐
参事兼市民活動課長	五来	顕
生活安全課長	坂本	英宣
市民課長	佐野	善則
環境保全課長	室町	和徳
環境衛生課長	渡辺	善弘
予防課長	三上	健市
警防救急課長	本橋	一夫
会計管理者	根本	陽一
議会事務局次長	天貝	健一
監査事務局長	武藤	義隆
広報広聴課係長	中島	朋子

事務局職員出席者

主任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**今野委員長** ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。始めに、委員会の服装ですが、地球温暖化対策及び節電の取組のため、5月1日からクールビズを実施いたします。上着・ネクタイを着用しなくても良いことといたします。また、新型コロナウイルス感染防止のため、執行部は入替え制といたします。委員会室が広いので、会議録を作成するにあたり、発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方は、挙手の上、マイクの使用をお願いいたします。それでは、新年度となりましたので、機構順に簡単に自己紹介をお願いいたします。

○**鈴木消防長** おはようございます。消防長の鈴木でございます。コロナがまだ収束しない中でございますが、毎日のように救急事案、救助事案は発生しております。火災も今年度は多少増えているような状況でございますが、我々消防といたしましては、市民の安心安全を守るために、その責務に全力で今年度も取り組んでまいりたいと思いますので、総務市民委員の皆さんにおかれましては、今年度も御指導、御鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

○**檜山消防次長兼消防総務課長** おはようございます。引き続き、次長兼消防総務課長を務めます檜山でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

○**三上予防課長** おはようございます。予防課三上でございます。誠心誠意努力する所存でございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○**本橋警防救急課長** おはようございます。昨年に引き続き、警防救急課長についております本橋でございます。今年度も一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。1年間よろしくお願いいたします。これより、消防本部の案件につきまして、協議を行います。サイドブックスの消防本部資料に基づきまして、資料①令和3年度土浦市水防訓練及び第48回茨城県消防救助技術大会について、報告願います。

○**本橋警防救急課長** 令和3年度土浦市水防訓練及び第48回茨城県消防救助技術大会について、御説明いたします。サイドブックスデータの消防本部、資料①令和3年度土浦市水防訓練及び第48回茨城県消防救助技術大会についてをお開きください。資料は1ページとなります。始めに、令和3年度土浦市水防訓練ですが、令和3年5月29日土曜日、8時から佐野子町桜川左岸で実施する予定でございます。訓練内容は、水防工法の月の輪、五徳縫い、シート張り、折り返し、つなぎ縫い、積み土のうの各工法となります。また、その他といたしまして、今年度の水防訓練は、例年約900名の方が訓練に参加し、また市民の方々にも水防工法や災害体験車の見学をしていただいておりますが、今年度は参加者を約55パーセント削減いたしましたので、約400名で行うこととしております。市民の見学を見送り、救助訓練は中止といたしました。更に今後新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合がありますのでよろしくお願いいたします。続きまして、第48回茨城県消防救助技術大会について御報告いたします。日時は令和3年6月17日木曜日9時から、茨城県立消防学校で行う予定となっております。大会内容ですが、種目であるロープブリッジ救出、障害突破訓練、引揚救助訓練の三種目となっております。その他といたしまして、今年度の救助大会は、参加チーム数を削

減し、無観客で行うこととなりました。また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合もあることが決定しております。続きまして、資料にはございませんが、篠塚委員から御質問がありました、消防団員の年報酬、出場報酬の支給方法について御説明いたします。現在、本市の消防団員への年報酬、出場報酬の支給方法は、分団の代表者に支給した後、各分団員に支払われる体制となっています。しかし国から個人支給にするようにとの助言や、新聞等での指摘があったことから、個人支給に移行するための事務手続きを行っているところで、先月4月30日に行われた消防団員幹部会議において説明いたしました。今年度中には、順次個人支給に移行する予定となっております。警防救急課からは以上でございます。

○今野委員長 ただ今報告のあった件について、何かございますか。

○篠塚委員 個人支給にするとなると振込手数料とかいろいろな雑費もかかってくると思うんですが、その辺のシステムは何か考えているんですか。

○本橋警防救急課長 振込手数料はかからないと聞いております。個人口座に関しましても4月30日の会議の時に、各分団長に持って行っていただいて、5月中には提出していただけるようお願いしているところでございます。

○篠塚委員 ありがとうございます。

○今野委員長 ほかに何かございませんか。では私から一つ。水防訓練なんですけれども、参加者を55パーセント削減とありますが、どのような基準で55パーセント削減なのでしょうか。

○本橋警防救急課長 コロナステージの5,000人以下に対して900人とか400人と少ないのですが、できるだけ人を少なくするというので、いろいろ鑑みたところ、55パーセントほど削減できたということで、これでやろうということで決定いたしました。最初に何パーセントという削減ありきではなくて、どのくらい人を減らして訓練をできるかということで、結果が55パーセント減ったということで。

○鈴木消防長 補足させいただきます。今回の水防訓練に関しましては、実施者がメインとなりまして、通常自主防災会の方とかいろいろな市民の方に見ていただきたくもあるんですが、そちらどうしても密にならざるを得ない状況が懸念されることがありまして、実際に水防を実施する消防団員、消防職員、市の関係者、議員の皆さんというメンバーでやったところ400人程度ということで、約500人の削減ということになった次第でございます。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 そのほか、何か消防本部からございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 消防本部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(消防本部退室)

(市長公室入室)

○**今野委員長** 委員会の服装ですが、5月1日からクールビズを実施いたしますので、上着・ネクタイを着用しなくても良いこととします。また、今回は委員会室が広いため、会議録を作成するにあたり、発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方は挙手の上、マイクの使用をお願いいたします。それでは、4月1日付けで人事異動がございましたので、機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○**川村市長公室長** おはようございます。市長公室長の川村でございます。引き続き本年もよろしくお願いいたします。

○**浅川秘書課長** おはようございます。4月から秘書課長となりました浅川と申します。よろしくお願いいたします。

○**佐々木政策企画課長** おはようございます。引き続き、政策企画課の佐々木です。よろしくお願いいたします。

○**山口財政課長** おはようございます。財政課長の山口です。引き続きよろしくお願いいたします。

○**北島広報広聴課長** おはようございます。広報広聴課長の北島です。2年目です。引き続きよろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。1年間よろしくお願いいたします。説明を要しない課長は退室していただいて結構です。

(退室)

○**今野委員長** これより、市長公室の案件につきまして、協議を行います。サイドブックの市長公室資料に基づきまして、令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)案、資料①ア機動警察パトレイバー企画展開催事業について、説明願います。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課でございます。まず、機動警察パトレイバー企画展開催事業につきまして、御説明をさせていただきます。タブレットの中ではですね、総務市民委員会をお開きいただきまして、次に令和3年度、そして5月11日開催をお開きいただきまして、その中の市長公室をお開き願います。そして、左から2つ目の①ア令和3年度補正予算案、機動警察パトレイバー企画展開催事業をお開き願います。それでは御説明をさせていただきます。まずはですね、この機動警察パトレイバーとはいったい何なのかといったものでございますが、資料の1を御覧いただきまして、こちらは、1988年にアニメ版と漫画版で同時スタートいたしまして、その後、小説や映画が制作されたほか、2014年から15年にかけて実写版も公開されるなど、今もなお、30年以上にわたり高い支持を得ている作品でございます。ざっとあらすじにつきましてお話しをさせていただきますと、舞台はですね、アニメや漫画がスタートした1988年からおおむね10年後、21世紀になると日本はどうなるのかといったものをですね、東京を中心とした地域にスポットをあてて描いた作品でございます。この漫画の中ではですね、21世紀になると様々な産業用ロボットが発明されると。あらゆる作業をこのロボットが行うこととなり、大変便利な時代が訪れると。ただですね、その一方で、このロボットのパワーが犯罪でも使われ出すと。警察の組織では到底対応できなくなった

といったことからですね、主人公が搭乗するパトレイバー、これはパトロールするロボットということでございます。このロボットがですね、この犯罪に果敢に立ち向かうといったストーリーでございます。なお、漫画の中でこのパトレイバーに対抗するロボットを、シャフトエンタープライズ土浦研究所といったところでですね、開発する設定となっております。こちらのロボットも、パトレイバーに劣らず強くかっこいいといったことから、現在も、SNSなどでパトレイバー、ブランク、土浦などで検索いたしますと、シャフトエンタープライズ土浦研究所のある土浦市へ参上などと、本市に関する書き込みが数多くヒットするといった状況でございます。そのようなことからですね、2の目的を御覧いただきまして、このように土浦市にですねゆかりのある機動警察パトレイバーの企画展を、本市で開催いたしまして、感染の収束を見据えた着地型の新たな観光コンテンツの掘り起こしを図りたいというものでございます。3の事業内容を御覧いただきまして、今年度、このパトレイバーのですね企画展の開催のほか、ポツの2つ目でございますが、全国からこの企画展を見に来ていただく方々に、より長く市内に滞在していただくためにも、パトレイバーのグッズを景品としたですね、市内各所を回遊する謎解きイベントなども開催いたしたいと考えてございます。また、ポツの3つ目を御覧いただきまして、このパトレイバーは、ロボットを題材とした漫画でございますので、そちらの視点からですね、実世界におけるロボット産業、機械産業の取組状況ですとか、今後の展望について、関係者の方々からお話をいただくトークイベントも開催いたしたいと考えてございます。4の実施時期・場所でございますが、当然このコロナの状況を見ながら、ということになります。またこの補正予算について御了解をいただければということになります。またこの補正予算につきましては、企画展につきましては、10月にですね、市民ギャラリーを活用して開催できればと考えております。5の補正予算額でございますが、歳入の企画使用料につきましては、このパトレイバーの企画展につきまして、有料での開催を予定してございます。そのチケット収入といたしまして、チケット1枚1,000円、おおむね3,000人の来場を見込んでいるものでございます。その下、歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の11節役務費につきましては、イベント時の保険料ですとか事前広報などの費用、12節委託料につきましては、企画展やイベント開催委託料でございます。その下の使用料及び賃借料につきましては、トークイベント時の会場使用料でございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** ただ今説明のあった件について、何かございますか。

○**篠塚委員** 委託料の委託先というのは、パトレイバーのやっている会社なんですかね。どのようなところに委託するのでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 委託先につきましては、パトレイバーの公式ショップなどを経営してございます株式会社ヘッドギアというところをお願いをする予定でございます。

○**海老原委員** これ土浦研究所と出ているんだけど。どうして土浦が取り上げられたのかわかりますか。

○**佐々木政策企画課長** 私もそれ調べまして。この作者、ゆうきさんと言いますけれど

も。北海道生まれ。若い頃は東京に住んでおって。実際はまた北海道に戻って育った方
でございます。茨城県にゆかりもない方でしたが、1点だけですね、先ほど説
明させていただきましたこの作品でございますが、1988年に出版されたものでござ
います。1988年の3年前がつくば市の科学万博ということでですね、おそらく製作
者は、この中でですねあんまり出てこないんですけども、パトレイバーを開発した篠
原重工というのはつくば市にあるんだと。そのライバルが土浦市の研究所。シャフト
エンタープライズ土浦ということでですね。おそらくつくば市から土浦市が引っ張られ
たと、そんなことですね、今後このつくば市がロボット開発が進むのではないかと
いうことで作者の方がつくば市をまず、名を入れて。そのライバルとして土浦市を載せ
たのではないかなというような感じであるところでございます。

○海老原委員 企画展を開催して、その土浦市が選ばれたというのは、そういう実情は
みんなよく知っている人が来るのかな。予想としてね。

○佐々木政策企画課長 おそらく、企画展というのはですね、これまでも昨年度も新潟
市の漫画アニメ情報館で開催しておるといようなことでございますが、来たのが4,
000人ということでですね。我々の方も新潟の方にもちょっと確認いたしまして、や
はり半数以上はマニアの方ですとか親子連れですとか。そういう方々が来ているよう
です。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。
(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に資料①イ、バイクアンドキャンプ開催事業について説明願います。

○佐々木政策企画課長 続きまして、バイクアンドキャンプ開催事業につきまして、御
説明させていただきます。資料につきましては、タブレットで一つお戻りいただきまし
て、左から3つ目の①イ令和3年度補正予算案のバイクアンドキャンプ開催事業をお開
き願います。1のバイクアンドキャンプでございますが、こちらは、自転車やキャンプ
をテーマとした旅フェスティバルといったものでですね、昼はのんびりと観光地を巡る
ライドなどを楽しんでいただき、夜はキャンプで自然を満喫するといった、近年、人
気が高まってきている新しいスタイルのサイクリングイベントでございます。2の目的
を御覧いただきまして、このような新しいスタイルのイベントを開催することで、こ
ちらも感染収束後の新たな観光コンテンツとして、定着を図ってまいりたいといった
ものでございます。3のですね事業内容を御覧いただきまして、本イベントをと
おして、本市の自転車環境の素晴らしさを全国に発信するとともに、市内飲食事
業者のブースへの出店を促し、このコロナ禍において苦境に立たされている飲食
事業者の販売機会の確保といったものも一緒に図っていきたいと考えている事業
でございます。4の実施時期、場所でございますが、こちら、コロナの状況を
みながらということになります。その上で
ですね、この補正予算につきまして御了解をいただければ、あくまでも予定では
ございますが、10月上旬に、霞ヶ浦総合公園で開催できればと考えております。
5の補正予算額でございますが、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の18
節負担金補助及び交付金において、イベント開催に係る経費の補助といたしまし
て、520万円を補正

いたしたいというものでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

○海老原委員 前はつくばワイナリーということでワインということなんですけど、今年土浦の蕎麦を使った蕎麦焼酎、あれは販売いつからなんだっけ。秋とは聞いているんですが。

○川村市長公室長 はっきり記憶はしていませんが、確か秋口だったような記憶がございます。ちょっとはっきりしておりません。すみません。

○海老原委員 間に合えばそのブースも考えて下さい。

○佐々木政策企画課長 そうですね。こういった事業というのは、複数事業者の中で条件を出して公募をかけて決めていきたいと考えております。時期を見ながら入れられれば入れていきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

○島岡委員 議題戻って一言だけ。機動警察パトレイバーの件なんですけれど。機動警察パトレイバー土浦研究所は永国東に部隊があり、登場したということで、私の平成28年の一般質問でやらせていただいたんですけれど。結局、単発で今までやっていたと思うんですよね、博物館の戦国バサラとかですね。見ていると、大洗もまだガールズ&パンツァーを一生懸命やっているんですけれど。パトレイバーに続く、何か連続性というのがあってもいいのかなというのが一つありまして。一つだけちょっとありますと、羽賀翔一という土浦二高出身のうちの息子と同級生くらいの羽賀翔一という有名な漫画家がいるんですよ。すごい作品いっぱいあるんですけれど。そんなのとか。土浦にまつわる。たとえばゲゲゲの鬼太郎で町おこしをした町もありますし、その連続性を持たせるような何かこう、パトレイバーもいいです。それは、土浦市にゆかりのあるあれですから。そういうのも考えていただいて。アフターコロナの後の人を集めるような企画を。これも、当然いいあれだと思うんですけれども。やっていただければなど。その羽賀翔一、これちょっと有名ですから。これ土浦二高出身です。よろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長 御意見ありがとうございます。我々も正直言いまして、初めての取組でございます。こういった入口からですね、地域活性化には関係人口の増加。ひいては移住定住ですか。そういうので結びつけばというので、考える初めての取組でございます。そういった大きな視点と長期的な部分ですか。それも、ここで検討しながらですね、考えていければと思っております。ありがとうございます。

○島岡委員 ガールズ&パンツァーの件は、秋山ゆかりというナンバー2が土浦出身だったり。今流行の刀剣女子とか。その刀剣が土浦の刀剣を持っているのに結びつかないかとか。いろいろ発想が出てくるんじゃないかなと思うので、ぜひ土浦の刀剣もございまして、その辺との絡み。あと新しいこの35歳の大物漫画家、ぜひ絡めていただければ面白い企画ができるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長 様々な御意見ありがとうございます。参考にさせていただきまして、今後ちょっと研究、検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

○篠塚委員 両方の企画にも関わることなんですけど、両方とも10月の企画なんで、コ

コロナ感染症を踏まえてということなのですが、これいつ頃の判断をするとか、そのスケジュールとか、どのようにするかというのは、大体構想は練ってあるんですか。

○佐々木政策企画課長 当然、参加者に通知というような関係もございますので、2か月3か月前にはですね、実施時期を延期するのか。若しくはできないという判断をするのか、その辺は2、3か月前にはですね、態度を決定したいと考えてございます。

○篠塚委員 両企画とも7月中には判断をするということですか。

○佐々木政策企画課長 一応7月8月、あとオリンピック、パラリンピックの開催状況もございますので、そういうのを見ながらですね、そのくらいの時期には判断したいと考えてございます。基本的にはまず10月に設定したのは延期を考えてですね、早い時期秋口に設定したところでございます。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に資料①ウ事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業について、説明願います。

○佐々木政策企画課長 引き続き政策企画課でございます。事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、御説明をさせていただきます。資料につきましては、タブレットで一つお戻りいただきまして、左から3つ目です。①ウ令和3年度補正予算案の事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業をお開き願います。こちらの事業は、国の3次補正対応の事業でございます。この事業を説明するにあたりまして、まず資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧いただければと思います。この国の3次補正対応事業の予算の計上に当たりましては、3月の時点で、まだ取扱いについての詳細が決まっていなかったことからですね、国の見解によっては、令和3年度に、改めて計上し直しの可能性があるとの御説明をさせていただきました。先般、国から3次補正事業の取扱いについて、正式に考えが示されましたので、御説明をさせていただきます。資料2ページの真ん中、2の2行目を御覧いただきまして、交付金につきましては、令和2年度予算及び令和3年度予算に計上され実施される事業を対象としつつ、下から3行目でございます。国の第3次補正での交付金の対応については、令和2年度中に国の交付決定を受け、令和2年度予算に計上された事業及び地方単独事業のうち令和3年度予算に計上され実施される事業について、交付対象とするとのことでございます。3ページを御覧いただきまして、そのようなことから、交付金を有効に活用するためにも、令和3年度第1回定例会において計上させていただきました。令和2年度中に交付決定を受けていない、こちらの事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、この後、広報広聴課や市民活動課においても御説明させていただく事業など、5つの地方単独事業につきましては、令和2年度からの繰越し手続は行わず、今臨時会で改めて計上させていただき、しっかりと交付金を充てていきたいというものでございます。一方、令和2年度中に別の教育補助での交付決定を受けていた学校関係の新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、補助の裏の、市負担部分につきまして、しっかりと令和2年度の交付金を充てたうえで、繰越しでの対応させて

いただきたいというものでございます。その上で、1ページにお戻りいただきまして、事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、こちらの事業概要につきましては、3月にも御説明をさせていただきましたが、1の事業概要を御覧いただき、国のマニュアルに基づきまして、本市の押印義務の見直し方針を策定するといったものでございます。その下、2の予算措置でございますが、2款総務費、1項総務管理費、10目事務管理費の12節委託料へ改めて金額を精査しつつ、330万円を再計上させていただきたいというものでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に資料①エ広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業について説明願います。

○北島広報広聴課長 資料は6ページ、サイドブックスは資料①のエでございます。広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業、新型コロナウイルス感染症等に関する広報・啓発に係る補正予算について説明をさせていただきます。なお、この事業でございますが一部内容の変更がございますが、政策企画課長からの説明にもありましたように、本年3月議会において補正をお願いしたものでございますが、新年度への繰越しを行わずに、改めて今回お願いすることになったものでございます。補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止・感染予防対策として、継続的に広報・啓発活動を行っていく必要がありますことから、ポスター等の掲出やデジタルサイネージを設置いたしまして、効果的なタイミングで、感染予防の啓発や注意喚起などの情報発信を行ってまいりたいというものでございます。補正予算額は、1,538万7,000円をお願いするもので、主なものといたしまして、ポスター等の制作委託料や、3月議会の補正の際にはなかったものですが、デジタルサイネージディスプレイ等の備品購入費等でございます。4番事業の概要でございますが(1)といたしまして、ポスター等による情報発信といたしまして、市内各所にポスター、のぼり、横断幕などを用いて、継続的に感染予防の啓発や注意喚起を行ってまいりたいと考えております。(2)でございますが、デジタルサイネージによる情報発信でございますが、Wi-Fi環境で、遠隔操作のできるデジタルサイネージを新規に15基導入いたしまして、地区公民館や観光施設、ワクチン集団接種会場などに配置いたしまして、感染予防の啓発や注意喚起などの情報発信を行いたいと考えております。また、併せて市本庁舎など既にデジタルサイネージが整備されている市施設のほか、イオンモールやカスミなどの民間施設のデジタルサイネージも活用いたしまして、同様のコンテンツを放映してもらい、情報発信の強化を図ってまいりたいと考えております。次ページをお開きいただきたいと思っております。購入いたしますデジタルサイネージのイメージ図を記載させていただいておりますが、市役所のパソコンで感染予防などの映像コンテンツを作成しまして、インターネットを通して一斉配信いたしますと、市内各所に配置したデジタルサイネージが受信し即

座に放映ができるものとなっております。なお、3月の補正時には広報・啓発事業の中で、市の公式LINEを構築するための経費をお願いしておりましたが、LINEにセキュリティの脆弱性が発覚してから、いまだ国の指針等が整理されていないことから、今回の補正では見送ることとさせていただいております。広報啓発事業についての説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に、資料①才移住定住促進事業について、説明願います。

○北島広報広聴課長 広報広聴課です。続きまして、資料は8ページ、サイドブックは資料①の才でございます。移住定住促進事業でございます。こちらは、昨年9月議会で補正をお願いし、自転車のまち土浦おためしWEEKと題したテレワーク移住体験ツアーの企画を御説明させていただきましたが、同内容の事業を、今年度も実施するための経費を補正予算としてお願いするものでございます。昨年度は残念ながら緊急事態宣言を受け中止といたしました。10組の募集に対しまして、18組28名の応募をいただいた状況でございました。改めて補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークが広がりを見せる中、勤務先の近くに居を構える必要性が薄れ、移住への関心が高まっており、地方への移住に関心のある方に、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力や、充実した福祉・教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらうことで、本市が選ばれるまちとなるよう、本市ならではのテレワーク移住体験ツアーを実施するというものでございます。補正予算額でございますが、歳出542万3,000円の補正をお願いするものでございます。内訳は下の表にございまして、謝礼やチラシポスターの印刷費用、広告料などのほか、12節委託料が予算額の主なものとなっております。事業の内容でございますが、本年10月頃秋口に開催できればと考えてございまして、2回に分けて実施する予定でございまして、水曜から土曜の4日間、3泊4日となりますが、土浦駅直結の自転車と一緒に泊まれるホテル、星野リゾートBEB5土浦に滞在してもらいまして、テレワークをしながら土浦市で自転車を活用した生活を体験してもらいたいと考えております。期間中は移住相談会や交流会、プチサイクリングなどの企画も実施できればと考えております。対象については、今後住宅購入や移住及び二拠点生活を検討している県外居住者で、募集人数は前回同様各回5組、参加料は大人1名あたり1万円にしたいと考えてございます。移住定住促進事業についての説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

○篠塚委員 先ほどの件でコロナ感染症の件で、時期の方をお伺いしたいんですけども、これもオリンピックが終わってどうなるかということの様子見てということだと思っておりますが、ただこれもどうなるか分からない。この予算措置なんですけれども、もし延期になったりした場合、予算の付替えはできるのか、国から来るから流れてしまうの

か、その辺の措置はどのように、違う事業として考えられるのか、もし不幸にもコロナが9月頃に蔓延していただめだった場合とか、その辺のことはどのように考えていらっしゃいますか。

○山口財政課長 今回臨時交付金なんですけれども、充当残額が4億円ほど残っております。今回補正予算はですね、それを大きく超える10億円ほど補正予算を組んでおりますので、万が一こういったイベントがですね、中止になったという場合にはですね、改めまして別の事業の方に交付金の方を充当したいと、活用したいと考えております。

○篠塚委員 それは予算措置として活用できるんですね。もう一点、今までの事業の中で中止になった場合に、参加申込みをされた方に対して、どのようなフォローをしているのかということを考えていますか。できることが一番良いんですけど、申込みをしていて中止となってしまった時にそのままだったのか。礼状とか送ったのか。その辺りも踏まえて。二点ほど。

○北島広報広聴課長 前回の移住体験ツアーについてでございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、18組から応募がございました。緊急事態宣言を受けまして、県を跨いでの移動というものが、自粛をされたことからやむなく中止といたしました。中止の際には、通知を持ってですね、また次年度以降、まだ予算の裏付けがない時期でございましたけれども、次年度以降また開催したいという思いと、またその際には改めて個人宛に参加の御案内をさせていただくといった内容の通知をさせていただいたところがございます。また、今年度の開催したいと考えております同様の内容の事業でございますが、県におきましても、県内の旅行者向けに、今回PCR検査を受けるとその費用の補助が受けられるというような制度を考えられているようなので、そういったものも研究いたしましてですね、こういった形であれば開催できるか、どうにかして開催したいと、移住体験ツアーについては考えております。

○山口財政課長 篠塚委員から御質問があった件なんですけれども、臨時交付金に関しましては先ほど政策企画課長から説明がありましたように、令和3年度の事業であればですね、そちらの方に充当できるとなっておりますことから、先ほど申し上げましたとおり、仮にイベントが中止になった場合には、ほかの事業の方に振り分けていくと、充当させていただくことが可能になっておりますので、よろしく願いいたします。

○篠塚委員 7月8月に判断するということで10月に開催するというので、期間もあまりないので、やれるのが一番良いんですけども、できなかった場合とか、それからPCR検査の話も出ましたけれども、例えばワクチン接種をしている人が何人いけばやるとか証明書があればとか、いろんな言葉を想定して考えておかないと、その場でバタバタするのも大変だと思うので、その辺はよく考えていただいて。やれるのが一番良いんですけど。やれなかった場合とかいろんなことがあると思うので、そういうのを想定していただきたいと思います。よろしく願いします。

○吉田(千)委員 前回イベントに申込みのあった18組について、年齢層とどの辺から応募があったのか、その辺分かったら教えてください。

○北島広報広聴課長 18組の内訳でございますが、今回は県外居住者を対象に募集を

かけさせていただきました。東京都が12組20名、そのほか千葉県が3組4名、埼玉県が1組2名、神奈川県が1組1名でございます。それから福島県が1組1名、年齢の情報は無いんですけども、以上18組28名でございます。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。県外からということで関心が高い、そんな状況があったのかなど。サイクリングはいろいろなところで各種取り上げられていますので、この事業がなんとしても成功できるように願いますとともに、もしだめな場合は、何かちょっと視点を変えて。せっかくそういった希望があるものをですね、うまく活かせるようにしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○北島広報広聴課長 ありがとうございます。今後も研究を続けてまいりたいと思います。

○島岡委員 この事業は、例えばバスケットの試合をやるようなそういうものではなくて、コロナと共に共生しながら、コロナでもできる事業とか、サイクリングとかはコロナでもできますよ。コロナがこれだけ流行っているからだめになってしまう、そういったものではないような事業になり得る可能性があるんじゃないかなと思うんで、しぶとくやっていただければと思います。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 そのほか、何か市長公室からございますか。

○佐々木政策企画課長 先ほどバイクアンドキャンプのところですね、海老原委員から質問のございました土浦の蕎麦焼酎でございますが、5月に仕込みをして大体11月頃には販売できる予定でございます。実施時期が被る予定でございますので、何かしらその要素を入れた形で検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○今野委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは市長公室の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(市長公室退室)

(総務部及び部外課入室)

○今野委員長 委員会の服装ですが、5月1日からクールビズを実施いたしますので、上着・ネクタイを着用しなくても良いこととします。また、今回は委員会室が広いため、会議録を作成するにあたり、発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方は挙手の上、マイクの使用をお願いいたします。それでは、4月1日付けで人事異動がございましたので、機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○羽生総務部長 おはようございます。総務部長の羽生です。どうぞよろしくお願いいたします。

○真家総務課長 総務課長の真家でございます。よろしくお願いいたします。

○皆藤防災危機管理課長 防災危機管理課長の皆藤でございます。よろしくお願いいたします。

- 武井人事課長 人事課長の武井です。よろしくお願ひいたします。
- 秋山管財課長 管財課長の秋山と申します。よろしくお願ひいたします。
- 川上課税課長 課税課長の川上です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 福澄納税課長 納税課長を拜命いたしました福澄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 根本会計課長 会計管理者兼会計課長の根本です。引き続きよろしくお願ひいたします。
- 武藤監査事務局長 監査事務局長武藤です。よろしくお願ひいたします。
- 天貝議会事務局次長 議会事務局天貝です。よろしくお願ひいたします。
- 今野委員長 ありがとうございます。1年間よろしくお願ひいたします。説明を要しない課長は退席していただいて結構です。ありがとうございます。

(退室)

- 今野委員長 これより総務部の案件につきまして、協議を行います。サイドブック総務部資料に基づきまして、令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)案、資料①ア契約事務関係新型コロナウイルス感染症対策事業について説明願ひします。
- 秋山管財課長 管財課でございます。委員会資料の1ページ及びサイドブック総務市民委員会、令和3年、5月11日開催、総務部、左から2番目資料①ア令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)案をお開け願ひします。令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)契約事務関係新型コロナウイルス感染症対策事業について御説明いたします。始めにこの案件ですが、3月本委員会時に説明した案件でございます。国の方針が決定したことから、今回改めて令和3年度に補正増額するものです。今回の補正の内容といたしましては、茨城県の電子システムを活用しまして、県内自治体共同の入札参加資格電子申請システムに加入することにより、入札参加事業者の負担を減らすとともに、新型コロナウイルス感染症のリスク軽減をする為、増額補正するものです。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、18節負担金及び交付金は、茨城県の入札参加資格電子申請システムを導入するためのシステム導入・運用経費といたしまして、126万7,000円の増額補正するものです。説明は以上になります。
- 今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。
- 吉田(博)副委員長 土浦市は、独自に電子入札をずっと前からやっているんだけど、それではだめなのかな。今までやってる土浦市の電子入札があって、今度は県の方との共同の自治体の方に加入するというところで、何がメリットで、どう事務的に削減されるのかというところについて説明してくれますか。
- 秋山管財課長 このシステムというものが、入札参加につきましては独自になっております。ただ、こちらの入札参加の資格ということで、申請をするということで、こちらのものにつきましては、土浦市では大体二年に一回各業者から入札参加の資料をいただいております。こちらにつきましては、昨年度申請件数といたしまして、工事で875件、コンサルで510件、合計1,385件の申請がありました。こちらにつきましては、入札参加希望業者の方が、土浦市だけではなくほかの自治体に参加申請する場合

は、大体同じような形でやっているのが現状でした。こちらの茨城県の入札参加システムにつきましては、現在44市町村のうち28市町村が利用しております。こちらをやることによりまして、入札参加を希望している業者の方が受付センターに一括申請すれば、業者の方としても必要書類の提出が減ることになります。また電子で行うことから、直接申請書に触れないためコロナの予防にもなる。更に市町村の集計事務量、先ほども言いましたが、昨年で1,385件の申請書、今手元にはないんですが、このような紙ファイルのようなものを1,385件預かります。そのために集計事務量といたしまして、アルバイトを雇いながらこちらでも集計事務をしているということになります。そのために今回この参加システムを利用することにより、残業時間が減少するというようになります。そのようなメリットがあるということで、今回この補正をさせていただきたいと思っております。

○吉田（博）副委員長 よく分かった。確かに私も見たことあるよ。いわゆる指名願だよな。毎年2月と10月もちよっとあるけどさ、工事関係はいわゆる2年にいっぺんだっけか、物品納入とはまた違うんだよな。確かにね、東京本店とかさ。そういう会社は県内でも各自治体ごとに、土浦市なんかはまだ良い方だけどな、やっぱり直接役所へ行って提出するとか、今度は一括してここに指名願を出せば、要するに自分が希望する市とか町村とか、県もそうだけど、そういうところで一括してできるということだ。

○秋山管財課長 おっしゃるとおりでございます。そのような形で業者は一回だけ申請すれば、こちらのシステムに参加している市町村、現在は28市町村ですが、こちらに土浦市が加われば29市町村になるんですが、こちらの参加資格を得ることができるということになります。

○吉田（博）副委員長 良いことだ。2月の管財課なんていったら、最終的に籠を用意してその中にみんな入れていくばかりだもんな。管財課も楽になるから良いや。はい了解。

○篠塚委員 このシステムは令和4年度から導入ですか。2年に1回更新なんですけど、令和4年度がちょうど更新の年になるんですか。

○秋山管財課長 篠塚委員のお話のとおり、次回申請するのが令和4年になります。ですが、その前にシステムなどを構築せざるを得ないということですので、今年度からやりまして、4年に向けて動いていくというやり方になります。

○篠塚委員 そうすると、今指名願を出している業者さんは、ちょうど切替えの時期になるのかな。令和4年が。

○秋山管財課長 そのとおりでございます。4年のときに切替えになります。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○今野委員長 次に資料①イ徴収費関係新型コロナウイルス感染症対策事業について説明願います。

○福澄納税課長 サイドボックスの左から3番目。①イ土浦市一般会計補正予算（第3回）案、紙の資料の方では2ページになります。こちらに関しましては、新型コロナウ

ウイルス感染症対策事業といたしまして、Web口座振替システムの導入を上げさせていただきました。補正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、銀行や市役所などの窓口ではなくて紙を使って現在口座申込みをしておりますが、こちらのシステムを導入することによりまして、自宅にしながらスマホやパソコン、365日24時間いつでも口座振替の申請ができるようなシステムになっております。初期費用といたしまして、年間で434万5,000円、半年間の利用料として99万円、総額といたしまして535万5,000円を計上させていただいております。サイドブックの2ページにイメージが載せてございますが、Web口座管理システムは、市のホームページから専用の受付サイトを介しまして、銀行のシステムに直接申込むことになっております。直接申込むことによりまして、即時完了することになりまして、紙媒体と大きく違いますのは、来庁が不要で24時間、365日印鑑も不要で、即時完了とできることでございます。なお、本市での口座振替の利用件数の割合というのは、現在22パーセント程度となっておりますが、このシステムの導入によりまして、更なる口座振替率の向上が期待されるものとなります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

○篠塚委員 これは電子マネーも使えるようにしていくんですか。

○福澄納税課長 こちらのシステムがあくまでも口座振替でして、電子マネーいわゆるLINEペイとかペイペイとかについては、納付書にバーコードがありまして、現在も施行されております。年間で6,000件程度そちらでの振り込みもございます。

○篠塚委員 保育料の納付書にバーコードはついているんですかね。

○福澄納税課長 保育所は今現在対応していないものと思いますが、確認させていただきたいと思います。納税課の方で対応しているものとしたしましては、税金と保険料だけですので。ただ口座振替につきましては、同じように口座振替の用紙を使って設定しているんですけども、それぞれの納付の用紙というのはそれぞれの担当課で作っておりますので、もちろん納税課で取り扱っているものについては対応出来てますけれども。保育料については取り扱ってございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

○篠塚委員 補正理由の中に税金、保育料と書いてあるんで。土浦市に支払う全ての料金がそのようになるのかな、と思ったわけですから。銀行振替についてはすべて、電子マネーについては、なっているところとなっていないところがあるという理解でよろしいですね。

○海老原委員 自分がやったことがないので質問するんだけど、他人の口座番号を入れちゃったとしても、通っちゃうの。

○福澄納税課長 他人の口座とおっしゃるのは、親の口座とか子どもの口座というお話でよろしいでしょうか。

○海老原委員 悪用も含めて。

○福澄納税課長 確かにインターネットを介しますので、全ての情報を知っていれば、これは可能になります。

○海老原委員 他人の口座もできるっていうことでいいんだよね。

○福澄納税課長 可能でございます。

○吉田(博)副委員長 羽生部長さ、今、全国的にコロナコロナで土浦市もなるべく市民が役所に行かなくてもいろんな手続きをしようというようなところで、国も補正でどんどん来てる、市も今の管財じゃないけどさ、今の口座振替の件もさ、市の職員いらな
いよね。減らしてもいいな、これ。どうだ部長。

○羽生総務部長 ゆくゆくは当然こういったものをシステム化して行って、なるべく人を介さないで済むということで、単純作業と言いますか、電子化していきますので、そういった作業で必要な人数、減らせる人数は当然出てくるかと思えます。職員の方については、もっとその専門的な企画の部分であるとかそういったものに特化していくというのは、理想の形かと思っておりますが、今現在は過渡期でいろいろなことがあるかなと思っておりますので、こういったことで業務が何人手間減るといふことなら、その分の職員というものは削減は可能かと思っております。すぐに成果が出るかどうかは答えられません。申し訳ありません。

○吉田(博)副委員長 部長が退職したあと辺りから。部長がいるうちは大丈夫だから。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に資料②土浦市税条例等の一部改正について、専決処分の報告をお願いします。

○川上課税課長 3月31日付けで専決処分させていただきました土浦市税条例等の一部改正について、説明させていただきます。総務市民委員会の資料では4ページ、サイドボックスでは、一番右の②土浦市税条例等の一部改正についてをお開きをいただきたいと思えます。1番の改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、3月の通常国会において可決・成立し、令和3年4月1日から施行となりましたことから、市税条例も地方税法に合わせて改正する必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分により改正をさせていただいたもの
でございます。次の2番、改正の内容について、主だったものの説明をさせていただきます。まず、市民税関係からでございます。1つ目の箱、条例の36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、それから第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、それから、53条の9、退職所得申告書についてでございます。こちらは、特別徴収義務者、つまり会社のことになりますけれども、会社側が、特別徴収税額通知を、市に提出する際に、通知書が大量になることから、地方税のオンラインシステムであるeL TAXや光ディスク、それから磁気ディスク等で提出をすることができることになっておりますけれども、そのためには、事前に税務署長の承認が必要でございました。ペーパーレスの推進ということ国を進めておりますので、税務署長の承認という手続きを不要とし、デジタル化を推進するための改正がなされたもの
でございます。次に、その下、条例の53条の8、特別徴収税額につ

いてでございます。こちら、今、説明申し上げました理由と同じく、デジタル化の推進ということで、退職申告書の定義に、紙以外のもの、電磁的な方法ということで、光ディスクや磁気ディスク等での提出を認めるという改正がなされたものでございます。続きまして、その下、付則第23条の4、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についてでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、住宅取得環境が厳しさを増していることから、内需の柱となります住宅投資を喚起するため、住宅借入金等特別税額控除、通称住宅ローン控除でございますけれども、制度を1年間延長するというものでございます。具体的には、新築の場合は令和3年9月末まで、それ以外のものにつきましては令和3年11月までに契約し、令和4年末までに入居した者を対象にするものでございます。所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除していくとなっておりますので、住民税についても改正を行っていくものでございます。次の説明に移りたいと思います。サイドブックスの2ページをお願いします。固定資産税関係の主なものを説明させていただきます。まず、2つ目の箱でございます。付則第14条から第18までの条文、こちらは宅地や農地などの負担調整措置について、令和3年度から5年度までの間、今までの負担調整の仕組みを継続するための改正でございます。今回の改正で、特に注目すべきは、資料として付けております新旧対照表、サイドブックスでは16ページになります。16ページの真ん中の辺、括弧書きになっている部分で赤い字になっている部分でございます。読み上げますと、令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度の固定資産税の課税標準額という部分でございます。新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額とするものでございます。つまり固定資産税が上がらないように措置するというものでございまして、先月、市民の皆様へ送付いたしました固定資産税の納付書は、この専決内容が反映したものとなっております。次の説明をさせていただきます。サイドブックスの2ページにお戻りください。固定資産税関係の一番下、付則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等についてでございます。こちらは、東日本大震災により被災した家屋について、滅失又は損壊により、住むことができないような状況にございまして、申告することにより、震災前の固定資産税の軽減、具体的には、小規模住宅用地などの軽減措置を継続する特例、この特例が今回切れてしまいますので、5年間延長するための改正でございます。続きましてその下の、都市計画税関係でございますけれども、ただ今申し上げた固定資産税の付則第14条関係の改正理由と同じく、令和3年度から5年度までの間、現行の負担調整等の仕組みを継続するための改正でございます。続きましてサイドブックスの3ページをお願いいたします。軽自動車関係について、まず、1番目の箱、第81条の4、環境性能割の税率及び付則第18条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてでございます。環境性能割でございますが、消費税率の引き上げ時、令和元年になりますけれども、かつての自

自動車取得税に代わって導入されたもので、燃費基準の達成度によりまして、取得価格の1パーセントか2パーセントの税率で課税となっているものでございます。今回、その燃費基準が、2020年度基準から2030年度基準へ、見直しがされたことから、読替の改正を行うものでございます。続きまして、その下、付則第18条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税についてでございます。非課税、それから1パーセントか2パーセントの税率となっている環境性能割でございますが、消費税率の引き上げに伴う需要の影響を考慮し、昨年9月末までは、税率を、それぞれ1パーセントずつ引き下げる軽減措置が取られてきたところでございます。さらに、新型コロナウイルスによる自動車需要の影響軽減のため、適用期限が本年の3月31日まで、半年、延長の措置が取られたところでございます。この新型コロナウイルスによる影響が収まっていないことから、さらに9か月、本年の12月31日の取得分まで、1パーセントずつ引き下げる軽減措置が再延長される改正でございます。続きまして、付則第19条、軽自動車税の種別割の税率の特例についてでございます。こちらは、グリーン化特例と呼ばれるものでございまして、環境性能に優れた車を購入した翌年度の種別割を軽減するものでございます。制度自体が本年3月末で終了となることから、さらに環境に良い車を優遇するような改正で、グリーン化特例の制度が2年延長されたものでございます。具体的には、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車については、引き続き75パーセントの軽減がされるものでございます。それから営業用の乗用車に限定して、2030年度基準の90パーセント以上を達成している車については50パーセントの軽減、2030年度基準の70パーセント以上を達成している車については25パーセントの軽減をするものでございます。その他につきましては、条項ずれなどの所要の改正を行うものでございます。サイドブックの4ページ以降が、議案の案文でございます。サイドブックの10ページ以降が、新旧対照表となっております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○今野委員長 ただ今報告のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 そのほか、何か総務部からございますか。

○皆藤防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。サイドブック資料ではなく、紙資料で説明させていただきます。真鍋四丁目地内の擁壁崩壊について報告させていただきます。資料の1枚目をお願いいたします。事故の発生でございますが、4月18日の日曜日、午前1時頃に発生したものでございます。天候は雨でございました。事故の発生場所でございますけれども、2枚目で赤池の西側、丸で囲んである場所でございます。拡大したものが3枚目でございますので、確認をお願いいたします。25番地の23号と26番地の14号、15号の間にですね、斜線を引いてある部分がございますけれども、この部分の擁壁が崩壊したということでございます。高さ的には、約3.1メートルから3.8メートル、擁壁の幅といたしましては、約1.4メートルくらいが

崩壊したといった事故でございました。被害状況でございますが、人的被害はございませんでした。擁壁崩壊によりまして、配水管が破損してしまったことから、17軒が断水いたしまして、マーカーで染めてある4軒につきまして、建物に被害が出たところでございます。事故当時の市の方の対応等でございますけれども、4時40分に配水車を手配させていただきまして、断水世帯の方に給水パック等の水の配布をさせていただいたところでございます。8時30分から配水管の復旧工事の開始、10時から災害対策本部会議を開き、応急危険度判定の実施、雨水配水仮設工事、市営住宅の手配を早急に実施する旨確認をしたところでございます。建築指導課によりまして、4軒につきまして応急危険度判定を実施したところ、全ての家で立ち入り不可となったところでございます。1軒につきましては空き家であったことから、3軒の世帯について、市営住宅を一時的な避難先として利用可能である旨を案内したところでございます。その後当日の17時20分には、配水管の復旧工事、雨水配水管の仮設工事が完了したところでございます。4枚目をお願いいたします。4枚目の写真は23番地から14番地方向に撮影したものでございます。真ん中辺りに塩ビ管が見えますけれども、こちらが破損した雨水配水管でございます。続きまして5枚目をお願いいたします。③の写真は、二次災害防止のため、ブルーシートによる養生と、仮設の雨水配水管を設置したといったところでございます。以上が、事故の概要及び当日の対応状況等とでございます。現在の対応については、雨天時に消防で擁壁の見回りを行っていただいているところでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

○海老原委員 近いんで現場も行ったんですけど、皆さん感謝はしてるんですが、今後雨が降った時の心配、消防が見回りをすることなんだろうけど、大雨が降った時、崩れるのかどうか心配だということなので、今後どうしたら良いのかということで住民の方からお話があるんですが、この件についてはどういうふうに考えているのか。

○皆藤防災危機管理課長 現時点において、こちらは民有地でございます。この擁壁の部分も民有地であって持ってる方がいる所でございますので、行政としてどこまで対応していいのかといった部分で非常に難しい部分でありますので、市といたしましては、現状擁壁の現状等についてですね、今後地域の方で、公民館等で関係者の皆さんにお集まりいただいて、状況等を説明させていただくといったところでございます。

○海老原委員 確かに民有地の件なんですけど、ただこの配水管が民有地の中に通っていたということもあるので、民有地の地下か、その点についてはどうですか。

○皆藤防災危機管理課長 雨水配水管でございますけれども、上の部分ですね、それと私道であって、民有地の中に通っている雨水配水管でございます。その部分については、周りの方と話し合いをいただいた上で、今後どうするかというのを対応していただく、ということになるかと思えます。

○吉田(博)副委員長 擁壁はいつ頃作られたものなのか。

○皆藤防災危機管理課長 こちらは昭和48年から49年に建設されたものと聞いております。

○吉田（博）副委員長 40年以上前、建築基準が変わる前だからな。今言ったように民有地の案件だから、行政は手出せないんだよ、これな。ただこのままおいといてもやっぱりある程度擁壁を修復しないと、雨降ったらまたなるわけだから。これから雨のシーズン迎えるから。その辺のことを周りの住民と、また地区長とかそういう人たちと良く話を詰めていかななくてはならないな。このままほっておくわけにはいかないしな。かといって、市の金でやるわけにもいかない。その辺のところをきちっと説明して、協議するように。時期が時期だからさ。梅雨が終わったら今度また台風シーズンになるから。できればね、地区の人にさ、この擁壁だってまだあるんだろう。距離も。そういうことを考えると、本当に親身になってさ、相談に乗ってあげるといような体制を組んでください。

○皆藤防災危機管理課長 擁壁の現況等についてなんですけれども、今月の19日にですね、地区の公民館で関係者の方にお集まりいただいて、状況等、危険であるよという内容について説明させていただいて、また水道の方もですね、水道だとか、擁壁関係のところをですね、詳しく説明させていただければと思います。以上でございます。

○吉田（博）副委員長 はい。お願いします。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○今野委員長 そのほか、何か総務部からございますか。

（「なし」という声あり）

○秋山管財課長 管財課でございます。委員の皆様にはゴールデンウィークの前にですね、市役所の1階のしゅしゅのあとに、混ぜそば、油そばの油虎が入るとい御連絡をさせていただきました。昨日そちらの方から連絡ありまして、今度の5月19日、水曜日なんですけどその日に開店ということになりました。ただその前に5月15日の土曜日から、5月18日の火曜日まで試験的に運営をして、正式には5月19日から店舗を開店いたしたいというような報告がありましたので、報告させていただきたいと思ます。よろしくをお願いします。

○今野委員長 ただ今報告のあった件について、何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○今野委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 それでは総務部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。この後、市民生活部の案件を協議します。暫時休憩といたします。

（総務部退室）

（午前11時30分 休憩）

（午前11時40分 再開）

（市民生活部入室）

○今野委員長 委員会の服装ですが、5月1日からクールビズを実施いたしますので、上着・ネクタイを着用しなくても良いこととします。また、今回は委員会室が広いので、会議録を作成するにあたり、発言が聞き取れない場合がありますので、発言をする方は挙手の上、マイクの使用をお願いいたします。それでは、4月1日付けで人事異動がございましたので、機構順に簡単に自己紹介をお願いします。

○塚本市民生活部長 市民生活部長の塚本でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○五来市民活動課長 市民活動課五来でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○坂本生活安全課長 生活安全課坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐野市民課長 市民課の佐野でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○室町環境保全課長 4月から環境保全課にまいりました室町でございます。市民生活部は初めてなので、委員の皆様の御指導よろしくお願いいたします。

○渡辺環境衛生課長 環境衛生課渡辺でございます。昨年同様よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。一年間よろしくお願いいたします。説明を要しない課長は退席いただいて結構です。ありがとうございます。

(退室)

○今野委員長 これより市民生活部の案件について、協議を行います。サイドブックス市民生活部の資料に基づきまして、令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)案、資料①ア多文化共生推進事業新型コロナウイルス感染症対策事業について説明願います。

○五来市民活動課長 サイドブックスは①のアを、紙資料は1ページをお開き願います。令和3年度一般会計補正予算(第3回)案、多文化共生推進事業、新型コロナウイルス感染症対策について御説明をいたします。こちらは3月議会で新型コロナウイルス臨時交付金活用事業として計上いたしました。繰越しを行わず、再度、補正予算に計上するものでございます。1番の補正理由でございます。新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、生活に様々な影響を受けている外国人市民に対しまして、多言語による情報提供を行い、生活支援、感染拡大防止を図るものでございます。2番の補正予算額は、総額466万5,000円です。3月議会時に比べ、事業開始が1か月遅くなりますことから、60万円ほど少なくなっております。3番の補正予算の内容でございますが、1つ目が、多言語の通訳・翻訳員を日替わりで配置いたしまして、外国人市民がいらした際に、担当部署の係員との間で通訳サポートを行うほか、各種リーフレットやホームページのお知らせを翻訳して、多言語による情報提供を行うものです。2つ目が、多言語通訳サービスの活用です。通訳・翻訳員で対応できない言語や、不在の時の対応といたしまして、タブレット型の多言語通訳サービスを導入し、行政用語に対応した音声機械通訳、主要言語についてはビデオ対面型のリモート通訳を活用して、多言語

での窓口対応の充実を図るものでございます。説明は以上です。よろしくお願ひします。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に資料①イ女性の専門職取得について説明願ひます。

○五来市民活動課長 サイドブックの資料は①のイ、紙資料は2ページをお開き願ひます。令和3年度一般会計補正予算(第3回)案、女性の専門職資格取得支援事業について御説明をいたします。1番の補正理由でございます。新型コロナウイルスの感染拡大により、生活に様々な影響を受けております。特に非正規雇用の割合が大きい女性に影響が大きい状況です。そのような中、出産や育児、介護のために離職した方、非正規雇用の方の正規雇用への転換を支援するとともに、女性活躍の場を広げることを目的といたしまして、仕事や就職に役立つ資格や免許の取得に要する経費の一部を助成するものです。2番、補正予算額は、10節需用費、チラシ等の印刷費用でございますが5万円、18節負担金補助及び交付金、補助金が100万円、総額105万円です。3番、補正予算の内容でございます。(1)助成対象者でございますが、6月以降に資格を取得した住民登録のある女性となります。今回、年齢要件を設けておりませんが、学生の方、卒業または中途退学から5年を経過していない方は対象外とします。(2)対象となる資格等につきましては、国家資格、公的資格のほか、就職やキャリアアップにつながる民間資格も対象とします。(3)助成内容でございますが、資格等の取得に係る経費の2分の1で、上限は5万円です。(4)申請受付期間は、7月1日から3月31日までとします。説明は以上です。よろしくお願ひします。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 次に資料①ウ戸籍住民基本台帳関係事業新型コロナウイルス感染症対策事業について説明願ひます。

○佐野市民課長 市民課でございます。サイドブックの市民生活部のフォルダの一番後、①のウ、令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)案についての戸籍住民基本台帳関係事業の新型コロナウイルス感染症対策事業について御説明させていただきます。紙の資料は、市民生活部委員会資料の3ページとなります。始めに、今回の補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減を目的に、マイナンバーカードとスマートフォンを使用し、住民票及び印鑑登録証明書の取得や転出の届け出について、市民の方が来庁せずに、手続きが完結するサービスを導入するにあたり、その費用について増額補正をお願いするものです。続いて、2の補正予算額です。歳出につきましては、2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、11節役務費が手数料として、

初期設定費用及び決済手数料が39万3,000円,13節使用料及び賃借料がシステム使用料として19万8,000円,合計で59万1,000円の増額補正をお願いします。続いて,3の申請から証明書取得までの流れについて御説明いたします。まず,スマートフォンから申請フォームに必要な情報を入力し,マイナンバーカードによる電子署名,クレジットカードによる発行手数料及び郵送料の決済を行いまして,申請していただきます。申請の受付は24時間対応しております,市で申請を確認した後,申請していただいた証明書を発行いたしまして,住民登録されている住所に郵送するという流れとなります。なお,利用開始までにはクレジットカード会社の審査や国の機関である地方公共団体情報システム機構への署名検証者申請等の手続きが必要となるため,サービスの申込みから利用開始までには約3か月程度かかる見込みとなっております。また,印鑑登録証明書の取得につきましては,土浦市印鑑条例の一部改正が必要となりますことから,後日,改めて条例の一部改正を議案として提出させていただきます。説明につきましては以上でございます。よろしく御願いいたします。

○**今野委員長** ただ今説明のあった件について,何かございますか。

○**篠塚委員** マイナンバーカードの取得率ってどのくらいになりましたか。

○**佐野市民課長** 最新の状況です,4月25日時点という数字がございます。申請者の割合が41.1パーセント,交付を受けた方が3月下旬から4月下旬非常に多く,発行の方がまだ間に合っていない状況なのですが,人口に占める交付の割合が31.6パーセントという形で,昨年と比較すると3倍から4倍というような形となっております。

○**篠塚委員** ずいぶん取得するようになったんですね。

○**吉田(千)委員** 申請から証明書の流れなんです,絵柄で分かりやすいかなと思ったのですが,そういうことができればあとで結構です,出していただければありがたいかなと思います。というのも3か月も手続きにかかる,スマートフォンから形からなんです,まずこれは市役所のホームページから入ることなんですか。

○**佐野市民課長** こちらは専用のアプリをダウンロードしていただきまして,申請フォームが出てきますので,そちらの方から入力をしていただくと。発行までは大体一週間程度見込んでおります。まずサービスの利用開始につきましては,クレジットカードを使用いたしますので,そちらの審査と国のJ-LISという機関の方に利用の申請をいたしまして,そちらも1か月以上かかるということですので,利用開始までに若干の時間をいただくということにいった形になっております。

○**吉田(千)委員** 言葉で聞くのと絵柄で見るのは感覚的に違うと思うので,見える化ができたらありがたいなとちょっと思ったものですから。もしそういうことができれば。

○**佐野市民課長** 本委員会の際にですね,別添資料ということで流れの方を付けさせていただきます。

○**海老原委員** これについては広報とかどのような形にするのか。

○**佐野市民課長** 期間がはっきりしない部分がありますので,ある程度めどが立った時

点で市民の方にもお知らせしたい、広報紙及びホームページ等ですね、お知らせしたいと考えております。

○今野委員長 この件については、この程度としてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 そのほか、何か市民生活部からございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 市民生活部の皆さんは退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

(市民生活部退室)

(広報広聴課入室)

○今野委員長 それではその他といたしまして、先日行った議会基本条例第6条第3項に基づく・・・との意見交換を受けて、総務市民委員会としても勉強して、広報広聴課と何らかの形で議論するというのを・・・に伝えております。つきましては、本日広報広聴課に出席いただいておりますので説明を受けながら進めていきたいと思っております。

○北島広報広聴課長 御用意させていただきました資料をお配りさせていただきます。資料の説明を簡単にさせていただいてよろしいでしょうか。資料1の方がですね、土浦市広報紙等の配布事務に係る町内会等の協力に関する要綱ということで、今年4月1日に施行となったものでございます。資料2番がですね、昨年までの委託契約から今年4月から報償金という形に変えさせていただきましたが、それによって町内会に提出していただく書類などについてまとめたものでございます。資料3については、昨年までの委託契約の仕様書となっております。今回の資料1の報償費になってからの要綱との比較ということで用意させていただきました。それでは、資料1について、担当から簡単に説明させていただきます。

○中島広報広聴係長 資料1土浦市告示第115号を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、先ほど広報広聴課長から説明のありましたとおり、広報紙配布事務に係る町内会で御協力いただくための事務手続きを載せた要綱となっております。こちらにつきましては、第3条配布事務の協力依頼ということで、町内会に対して協力を要請し、それを受けた町内会に広報紙を配布していただく、というような内容でございます。また第3項におきましては、可能な範囲で配布事務に協力していただくというようなことで明記をさせていただいたところでございます。4条5条につきましては、配布事務の話ですので割愛させていただきます。ページをおめくりいただきまして、第6条部分になります。こちらは配布事務の内容となっております。特に第2項配布事務による配布の方法について、ポスティング、回覧、集合住宅への管理人への一括配布を基本といたしますが、ただし、第3項部分になります、これだけではなかなか全世帯を網羅することはできないし、町内会に未加入の世帯も多くいらっしゃいます。町内会の方で工夫していただき、例えば集会施設、公民館等に置いていただいてもとれるよう

な状況を作って、広く配布していただきますよう御協力をお願いしますというような内容を盛り込ませていただいたところでございます。7条につきましては、こちらも割愛させていただきますが、第8条部分になります。報償金の支給になります。昨年までは委託料でしたが、今回から報償金という形にさせていただきました。それは協力していただくことに対する謝礼という意味になっております。今までの委託に関しても謝礼という意味合いが非常に強かったところではございますので、そういった意味で今回報償金に変えさせていただいたところでございます。こちらにつきましては住民基本台帳に3月1日現在に登録されている世帯数に380円を乗じて得た額ということで、前回同様の額で支払いをさせていただくよう記載をさせていただいております。支払い方法につきましても、9月と3月に実施報告をさせていただいた後に支払いをさせていただくということで、記載をさせていただいております。以上簡単ではございますが、こちらの要綱について、説明を終わります。

○**今野委員長** ありがとうございます。委員の皆様から御意見ございますか。

○**吉田（博）副委員長** 久々に勉強させられた。監査報告書を読んでこの監査報告書、私は何回か読んだ中では素晴らしいなど。私の疑問もこれでなくなった。で、この前の時に……が来て、ここで話した中ではいわゆる住民基本台帳の数かける380円は市はやっているんだけど、実際各地区の区長が申告をするのが数が小さいんじゃないかと、そういう一覧表をもらっているんだよね。それを見て、ああそう、確かにそうだと、これは確かに相当差異があると、これは何だろうなというところで私らもみんな、総務市民委員会もみんながそう思ったのよ。じゃあ、その辺を勉強しなきゃいけないなということで、監査報告書をいただいたわけなんだけれども。大体話は見えてんだけど。この今日の資料の中のさ、各区長が市長に対して提出するよね、この契約のやつを。これなんだっけ、協力承諾書、配布のね。ここに送付の希望部数って書いてあるんだよね。そうすると、これはきちっと事前に区長に話をしていないと、住民基本台帳の数を書くのか、いやうちは毎年これだけだからという数を書いちゃうのかなという不安があるんだけど、これは事前に区長には話はしてあるのか。

○**北島広報広聴課長** 実際に配布していただく数プラスアルファという形で区長さんから吸い上げをさせていただいて、その分をお届けしているというような状況でございます。

○**吉田（博）副委員長** 要は各区長が希望する数ということでしょ。住民基本台帳の数とは違う、違うよね。それかける380円で年2回支払って、最後に報告書を出すというものだろう。最後に報告書というか、ちゃんとやりましたよ、っていうやつ実施報告書を付けると。そうすると、今度はお金安くなるよな。住民基本台帳の数じゃないんでしょ。

○**北島広報広聴課長** 実際配布数と基本台帳の数に差異があるだろうと指摘を受けているところではございますが、平成30年の監査の方の資料にも…。

○**吉田（博）副委員長** 監査でこれは、単価契約じゃなくて、総価契約だから、これは違法じゃないよっていうのは分かった。今日の資料に送付の希望部数っていうのは、も

う一回言うけど。

○中島広報広聴係長 今回の吉田委員の方からおっしゃられた意味というのは、380円の報償費の金額の基となる世帯数と実際の配布部数の話であるということによろしいでしょうか。報償費に関しましては、配布部数ではなく、住民基本台帳、4月新年度の配布が始まりますことから、配っていただきます前の月の3月の数を基に、団体の報償費を決めるものです。ただし、先ほど提出いただく部数というのは、その町内会の中で配布を希望する部数ですので、そこは乖離があります。それについて、実施の報告書をいただくといった流れでございます。

○吉田(博)副委員長 なるほど。ああそうか。ということは、監査報告書の15ページにあるんだけど、単価契約ではなく、これは総価契約としてやっているから不当であるという・・・、あなたの意見は違いますよというのが出ているんだよな。けれども広報広聴課に対して改善して欲しい点があるっていうのは書いてあるんだよな。その改善して欲しいという点を鑑みて、そちらで作ったのはこの新しい要綱なんだよな。監査報告書を私らも読ませていただきました。これは問題がない。ただ、最後の方に広報広聴課には少し改善の余地がありますよという監査報告がなされている。それを基に広報広聴課は新たにきちっと要綱を作り、報償費ということで改善して作ってあるから、市的には問題はないと。こういう流れだと思うんだけどなあ。俺はな。

○今野委員長 ではこの間の・・・との意見交換の時にですね、数字が実際とは大分乖離しているこれはちょっと総務市民委員会としてきちんと何らかの形を出さなくてはいけない、執行部に聞かなくてはいけないということで終わったかと思うんですけども、これでこれは解決したというかクリアになったということによろしいでしょうか。

○篠塚委員 ちゃんと監査報告出てますんで、棄却の理由が。それを更にいろいろ話し合っって、この棄却理由が出ていって、これは明確だということでそれはそれでいいんじゃないんですかね。ちゃんと却下の理由も述べていって、これはその通りだということでもいいんじゃないかと。今後のことに関しては監査委員から意見があったので、それを踏まえて直したわけですから。新しくしたルールの中でしっかりやってくれていってのが委員会の指摘事項としてでいいんじゃないんですかね。

○海老原委員 ・・・・の指摘に従って、こういうふう直したと。それは分かる。ただ結果的に今までは全世帯だったけど、今回は全世帯じゃないよね。配布されないところも把握っていうのはどうする。それはどうするんだ。

○北島広報広聴課長 町内会さんにもこれまで同様、特にアパートとかマンションの居住者がどこの部屋に入っているかということまではなかなか町内会でも把握しづらいというお声もいただいておりますが、今後もその把握には努めていただきまして、できる限り市の情報がいきわたる形です、御協力を求めていくのと同時に併せまして紙面媒体ではなくてですね、デジタル化とかホームページでも発行日にPDFで市報の方、公開してございますが、いろんな手段をもってですね、何かしらの手段で市民の全世帯に対して市の情報がいきわたるような形を今後も研究等努めてまいりたいと考えてございます。

○海老原委員 ただ、今までは全世帯を各町内会に委託したんだけど、今度はできる限りだから漏れたところは逆に市で把握しなきゃいけないんじゃないの。市が管理しなくちゃいけないんじゃないの。

○北島広報広聴課長 町内会に対しては、引き続きこれまで同様に配布してくださいというお願いはしてございまして、今のところ昨年同様の形で御協力いただけるとのことで4月からスタートしてございます。

○今野委員長 ほかに何かありますか。

○吉田(千)委員 篠塚委員からお話がありまして、そのことに関しては私も同じ思いでございます。確認をさせていただきます。先ほどのお話の中で報償金なのですが、この報償金に関しましては、住民基本台帳に記録された世帯数、そこに380円をかけるということですよ、報償金は。実質配布の数が町内会から上がってくると思うんですけども、予備を含めた部分も含めてね、それで良いですよとおっしゃっていただいているので、それとのこの報償金との兼ね合いっていうのは乖離があるんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方っていうのはどうなっているのかをお聞かせいただけるとありがたいと思うんですが。

○北島広報広聴課長 先ほど副委員長がおっしゃたように、あくまでもこちら380円単価はございますけれども、それは基準とする金額ということですね、今回単価契約ではなくて、総価契約、していただいたこと行為全体的なことに対して協力金をお支払いしましょうと、委託料の時もそうだったんですけども、協力金を決めるそれぞれの町内会に対して報償金の金額を決めるしかないということで、その手段といたしまして地域の大きさと言いますか、住民基本台帳の数を基準にして380円をかけたものがその地域にお支払いする協力金の算出方法ということであって、あくまでその配布した枚数に対する単価による契約ではないというようなことでの考えでございます。地域に対する報償金のあくまでも算出の基準として住民基本台帳の数と380円という単価を用いて算出しているということでございます。

○吉田(千)委員 わかりました。ありがとうございます。要するに報償金というのは住民基本台帳のものでちゃんとお支払いしますよと。現実的に配布する枚数は町内会の実情に合わせたものでやってくださいねというそういう考え方だと。

○北島広報広聴課長 はい。

○吉田(千)委員 どうもその報償金とそのイコールになってしまうところがあったものですから、そこを確認しておきたい。さっき副委員長がそこを聞いていたと思うんですけど。すみません。

○吉田(博)副委員長 監査報告書の15ページのイというところに書いてあるから。

○今野委員長 町内会に配布した実数を出してもらって、それを基準で計算する、ということを出てたかと思うんですけども、例えば一回で終わらずに毎回毎回だと地元で配布をする方々、非常に疲弊されております。1枚ずつ数えて何枚余ったとか。やはり年数月日が経っていきまるとまたその実数というものが大分変化してくると思うんですけども、例えば何箇月に一度とか何年にもう一度実数を想定し直すとかそういうことも

お考えなんですか。

○中島広報広聴係長 今まで委託契約にしていたので、年度末に町内会から枚数と実枚数ということで二本立てで報告をいただいております。それについて今委員長がおっしゃられたとおり、各町内会においても配った配らないなど実枚数を数えていただきながら毎月報告するというのでやっていただいております。それに対してかなり労力があつたということは私共も聞いております。今回報償費に変わりましたので、実施した報告があれば良く、月毎の実枚数の報告まで求めるものではないものでございますが、ただ先ほど委員長おっしゃられたとおり、やはり実態というのは把握していかなくはならないと思っております。ですので、そういった区長の皆様のご苦労というものも勘案しながら年に一度程度は指定する回分の配布部数を教えてくださいということで、アンケートを実施していきたいと考えております。今年につきましては9月に中間報告いただく予定でございますので、そのタイミングでいただけたらと考えております。

○今野委員長 分かりました。

○吉田(博)副委員長 そんなとこだな。

○今野委員長 では、委員会としましては先ほど篠塚委員からありました指摘事項に加える、そういう要望をするということでよろしいでしょうか。

○篠塚委員 答えはですね、監査で決定しているんでそれはそのとおりですと。今後については報償費になったんで、報償費も適正です。ただ、この配布方法については委員会としては注視していきます、そのようなことで良いんじゃないですか。それ以上のことはないと思いますよ。

○今野委員長 それでは、この件に対する総務市民委員会の結論は、ただ今のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 それでは以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。